

平成18年4月1日
北九大規程第4号

(設置)

第1条 公立大学法人北九州市立大学におけるハラスメントの防止に関する規程(平成17年北九大規程第28号)第4条の規定に基づき、教職員及び学生の人権意識を向上させるとともに、ハラスメントを防止し、人権侵害又はハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するため、北九州市立大学人権・ハラスメント問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 人権意識の向上及びハラスメントの防止に係る施策の企画及び実施に関すること。
- (2) 人権問題及びハラスメントに関する苦情の相談並びに申立ての受理及び当該申立てに係る手続の管理に関すること。
- (3) 人権問題及びハラスメントに関する個別の苦情の申立てに係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 就労環境及び就学環境の改善のための調整(以下「環境改善の調整」という。)
 - イ ハラスメント該当性の認定。
 - ウ イの認定に基づく被害の救済、行為者の懲戒その他必要な措置の勧告。
 - エ イの認定に対する不服申立ての審議。
- (4) 人権問題及びハラスメントに関する就労環境及び就学環境の改善のための調整(以下「環境改善の調整」という。)に関すること。
- (5) 人権問題及びハラスメントに係る被害の救済、行為者の懲戒、環境改善等取るべき措置の勧告に関すること。
- (6) 人権問題及びハラスメントの申立てに対する事実関係の認定の不服申立てに関すること。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、人権問題及びハラスメントの当事者は、委員になることはできない。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学生部長
 - (4) 事務局長
 - (5) その他委員長が指名する者
- 2 前項に掲げる委員が、申立人若しくは被申立人となった場合、又は当該案件の関係者となり審議に加わることが適当でないと委員長が認めた場合、その委員は、当該案件に係る審議に加わることができない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、委員長は学長をもって充てる。

- 2 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。

- 3 協議会に副委員長を置き、委員の中から学長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(議事)

第5条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(環境改善の調整)

第7条 協議会は、必要と認めるときは、環境改善の調整を行うため調整員を置くことができる。

- 2 調整員は、申立ての都度、委員長が指名する。
- 3 調整員は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 申立てに関し、学部長、学群長、大学院研究科長、地域戦略研究所長、国際教育交流センター長、図書館長、基盤教育センター長、学生部長、教務部長、入試センター長、キャリアセンター長、地域貢献室長、地域共生教育センター長、情報総合センター長、環境技術研究所長、広報センター長、事務局課長相当職以上及びその他の関係者に就労環境及び就学環境の改善のための措置を依頼すること。
 - (2) 申立てを行った者（以下「申立人等」という。）、申立人から申し立てられた者（以下「被申立人」という。）及びその他の関係者から事情を聴取する等、環境改善の調整を円滑に行うために必要な事項。
- 4 調整員は、速やかに環境改善の調整に着手し、当該調整の作業が終了した場合には、申立人にその旨を通知するとともに、協議会に経過及び結果を報告するものとする。
- 5 申立人等は、前項に規定する調査員の行った環境改善の調整に不服があるときは、書面により、その理由を付して、協議会に北九州市立大学人権・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置を求めることができる。
- 6 協議会は、前項に規定する書面が提出されたときは、調査委員会による調査の実施の有無を申立人等に通知しなければならない。この場合において、調査委員会による調査を実施しないと決定したときは、その理由を併せて通知しなければならない。

(ハラスメント調査委員会)

第8条 協議会は、必要と認めるときは、直ちに調査委員会を設置しなければならない。

- 2 調査委員会の委員は、協議会の委員長が、次の各号に掲げる者の中から、男女双方で構成されるよう、3人以上を任命する。
 - (1) 教育研究審議会の委員
 - (2) 事務職員
 - (3) 大学外部の専門家
 - (4) その他協議会の委員長が指名する者
- 3 調査委員会に委員長を置き、委員長は協議会の委員長が指名する。

- 4 調査委員会の委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ調査委員会の委員長が指名した調査委員会の委員が、その職務を代行する。
- 5 調査委員会は、必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(ハラスメント調査委員会の調査)

第9条 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 申立てに係る事案の事実関係の認定等に関すること。
 - (2) 申立人、被申立人及びその他の関係者から事情を聴取すること。
 - (3) その他申立てに係る事実関係を明らかにするために必要な事項。
- 2 調査委員会は、前項第2号の事情聴取の冒頭において、次に掲げる事項を説明する。
- ア 調査の目的。
 - イ 事情聴取の内容を録音し、調査資料として保存すること。
 - ウ 正当な理由なく、事情聴取の内容を第三者に漏らしてはならないこと。
 - エ 被申立人に対し、申立人及びその他の関係者に報復又はこれと受け取られかねない不適切な言動を行ってはならないこと。
- 3 調査委員会は、第8条第1項に規定する設置の日から起算して、原則として、210日以内に事実関係の調査を終えなければならない。ただし、調査が当該期日までに完了しない場合は、調査委員会の審議を経て、調査の中間報告書を作成し、協議会に報告するものとする。
- 4 調査委員会の調査は、次の各号のいずれかに該当する場合に終了する。
- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
 - (2) 申立人が申立てを取下げたとき。
 - (3) 調査委員会が、調査を継続することが困難又は適当でないと判断し、協議会がそれを承認したとき。
- 5 前項の規定により調査委員会の調査が終了した場合には、調査委員会は、遅滞なく、協議会に調査結果を文書により報告しなければならない。

(ハラスメント該当性の認定及び通知)

第10条 協議会は、前条第5項の報告内容を踏まえ、当該行為がハラスメントに該当するか否かを認定するものとする。

- 2 協議会は、前項の認定結果について、理由を付した書面により、申立人及び被申立人に通知しなければならない。

(不服申立て)

第11条 申立人及び被申立人は、前条第2項の通知について、ハラスメント該当性の認定に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、ハラスメント該当性に影響を及ぼす新たな証拠及び理由を付した書面をもって、協議会に不服申立てをすることができる。

- 2 協議会は、前項の書面について、不服申立ての要件を審査する。
- 3 協議会は、要件を満たすと認めるときは、調査委員会に対し速やかに再調査を指示する。
- 4 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該不服申立てを却下し、その旨を書面で通知する。
 - (1) 第1項に定める期限内に書面が提出されなかったとき。

(2) 新たな証拠の提出及び理由の記載がないとき。

- 5 第3項の規定により再調査を行う場合における調査の方法、ハラスメント該当性の認定その他必要な事項については、第9条及び第10条の規定を準用する。
- 6 再調査は、特別の事情がある場合を除き、105日以内に終了しなければならない。
- 7 申立人及び被申立人は、再調査の結果に対し、再度の不服申立てをすることができない。

(代理人及び同席者)

- 第12条 申立人又は被申立人は、弁護士に代理権を付与した場合に限り、当該弁護士を代理人として、本規程に基づく手続きに関する行為を行わせることができる。
- 2 事情聴取その他本規程に基づく手続きには、前項の代理人を除き、第三者を同席させてはならない。ただし、協議会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(協議会の事務)

- 第13条 協議会の事務は、総務課において処理する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年12月9日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に人権問題及びハラスメント申立てを受け付けた事案については、なお従前の例による。

付 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前に人権問題及びハラスメント申立てを受け付けた事案については、

なお従前の例による。

付 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。